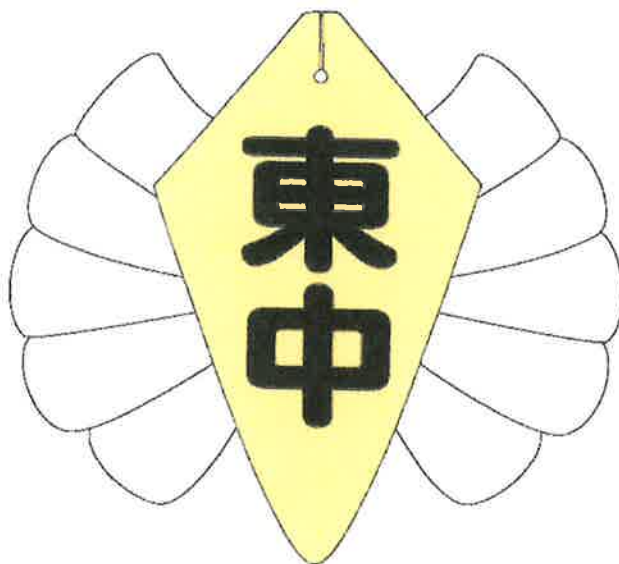


令和4年度

西原東中学校PTA総会



〒903-0103 西原町字小別嶺308番地の1

TEL (098) 946-2626

FAX (098) 945-2566



PTAの歌

昭和 26 年
PTA全国協議会選定
春日紅路 作詞
西条八十 補作
古関裕而 作曲

明るくはずんで



はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんてくる
あかるいまーどーよ ほほえむ かおよ
さくらのーはなさく はるのうたー
みんなで いっしょに うたおーよ

PTAの歌

- 一、春風そよそよ 吹く窓に
小鳥もくるくる とんで来る
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいっしょに うたおうよ
- 二、みどりに輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子供といっしょに 進もうよ
- 三、あふれる力に 健康に
子供が呼んでいる おどつてる
みのりの秋よ もみじの丘よ
こころも楽しい ハイキング
子供といっしょに おどろうよ
- 四、世界を結んだ大空に
ひびいて子供の 胸が鳴る
あしたの鐘よ 夕べの鐘よ
平和で住みよい 日本を
みんなでいっしょに つくろうよ

〈 校 歌 〉

西原東中学校 校歌

作詞 城間期一
作曲 中村 透

- 一 潮風がおる東の
あしたの空に陽は昇る
希望あふれる青春の
ひとみかがやくよさわやかに
われらが西原東中
- 二 運玉森にいだかれて
西原平野に風をよぐ
心豊かにすこやかに
君と結びあうよ友情のきずな
われらが西原東中
- 三 明日の世界へひとすじに
羽ばたく翼たくましく
めざす理想ははてしなく
ともにはげもう躍進だ
さあ若人よほこりもて
われらが西原東中

令和4年度 P T A総会議事次第

1. 議事

議案第1号 令和3年度事業報告

議案第2号 令和3年度決算報告

議案第3号 令和3年度文化・スポーツ振興費決算報告

議案第4号 令和3年度創立周年記念事業基金決算報告

監査報告

議案第5号 令和4年度役員改選（案）

議案第6号 令和4年度事業計画（案）

議案第7号 令和4年度予算（案）

月 日	事業名	事業内容
4月 8日	学校行事「入学式」	入会式新1年生入会式 三役・書記会計参加
14日	監査	令和3年度 PTA会計監査
17日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導①(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
22日	西原町PTA連合会	令和3年度西原町PTA連合会三役会・令和2年度西原町PTA連合会理事会
28日	総会	令和3年度PTA総会(新型コロナウイルス感染防止の為、書面議決)
5月 24日	西原町PTA連合会	令和3年度 定期総会(新型コロナウイルス感染防止の為、書面議決)
		○被表彰者 前田 朋哉(前PTA会長)
		米山 俊(PTA副会長)
		阿波根 美佐恵(前広報副委員長)
		普久原 卓林(保健体育副委員長)
12日	西原町交通安全推進協議会	令和3年度 定期総会(新型コロナウイルス感染防止の為、書面議決)
20日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導②(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
6月 16日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ① (新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
18日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導③
30日	西原町PTA連合会	事務局会議
7月 14日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ②
26日	かなまるコミュニティー会議	第1回かなまるコミュニティー会議
		○自己紹介 ○今年度の事業計画について
		○学校、地域、関係機関の情報交換 開催について
		○その他
21日	西原町PTA連合会	西原町PTA連合会 三役会・理事会
		(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
16日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導④(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
23日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑤(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
30日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑥(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
8月 6日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑦(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
13日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑧(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
20日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑨(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
21日	日本PTA研究大会	第69回 日本PTA全国研究大会 北九州大会(オンライン配信)
9月 17日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑩(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
9日	かなまるコミュニティー会議	第2回かなまるコミュニティー会議 (コロナウイルス感染防止の為 中止)
10月 4日	西原町PTA連合会	第41回西原町小中学校童話・お話意見発表大会(P事務参加)
6日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ③
15日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑪(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
17日	環境整備委員会	3学年PTA美化作業
10月 22日	西原町PTA連合会	西原町PTA連合会・理事会・三役会
		○令和3年度西原町童話・お話意見発表大会結果報告 ○その他

月 日	事業名	事業内容
11月 8日	西原町PTA連合会	第2回事務局会
11日	かなまるコミュニティー会議	第2回かなまるコミュニティー会議
		○学校、地域、関係機関の情報交換
		○事件、事故の未然防止に向けた取組
19日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑫(コロナウィルス感染防止の為、参加なし)
12月 3日	中頭地区PTA連合会	子ども若者みらい相談プラザsorae研修会
8日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ⑤
17日	西原町PTA連合会	各単位PTA三役・事務局交流会
	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑬(コロナウィルス感染防止の為、参加なし)
1月 12日	西原町PTA連合会	第3回事務局会
13日	かなまるコミュニティー会議	第4回かなまるコミュニティー会議 (コロナウィルス感染防止の為 中止)
14日	中頭地区PTA連合会	第3回家庭教育支援者研修会
16日	中頭地区PTA連合会	第37回家庭教育支援者研修会
21日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑭(コロナウィルス感染防止の為、参加なし)
23日	中頭地区PTA連合会	第63回沖縄県PTA研究大会那覇地区大会
		(コロナウィルス感染防止の為、中止)
26日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ⑥ コロナウィルス感染防止の為、中止)
2月 12日	西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会	学推協家庭・地域教育部会役員会
18日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑮(コロナウィルス感染防止の為、参加なし)
20日	環境整備委員会	1学年PTA美化作業
3月 2日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ⑥
16日	西原町PTA連合会	西原町PTA連合会理事会
10日	校外生活指導委員・少年補導員	合同役員会
	おやじの会・おふくろの会	○卒業式当日の巡回活動について
12日	学校行事	第34回 卒業式
	校外生活指導委員会	西原東中学校卒業式 特別巡回指導
	おやじの会・おふくろの会	西原東中学校卒業式 特別巡回指導
	西原東中校区少年補導員	西原東中学校卒業式 特別巡回指導
18日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑮(コロナウィルス感染防止の為、参加なし)
23日	学校行事	令和3年度終了式・離任式
		離任される先生
		親泊 正幸校長 ・ 大城 すえの先生 ・ 仲榮眞 明教 ジョン先生
		伊波 紀先生 ・ 大宜見 美智子先生 ・ 山本 紗織先生
		普久原 卓林先生 ・ 具志堅 あかり先生 ・ 平良 もしほ先生
		真保栄 尊先生 ・ 我如古 盛勝先生 ・ バーナード みどり先生
		富川 慎之助先生 ・ 伊波 拓人先生 ・ 斉藤 美喜夫先生
		曾根 千愛先生

月	総務委員会	校外生活指導委員会	保健体育委員会	広報委員会	環境整備委員会	文化教養委員会
4	4/14 PTA監査 4/28 総会（書面議決）	4/16 少年を守る日（青少協） （コロナの為、今年度参加なし） 4/28 総会（書面議決）	4/28 総会（書面議決）	4/28 総会（書面議決）	4/28 総会（書面議決）	4/28 総会（書面議決）
5		5/21 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし				
6		6/18 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし				
7		7/16 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし 7/23・30 夏休み夜間巡回指導 参加なし				
8		8/6・13・20 夏休み夜間巡回指導（参加なし）				
9		9/17 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし 9/21～9/30 交通安全県民運動				
10		10/15 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし			10/17 3学年美化作業	
11	11/22 理事会	11/19 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし 11/22 理事会	11/22 理事会	11/22 理事会	11/22 理事会	11/22 理事会
12		12/17 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし 12/21～24 交通安全県民運動				
1	1/14 三役会	1/21 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし				
2		2/18 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし			2/20 1学年PTA作業	
3	3/9 三役会	3/10 合同役員会 校外生活指導会・おやじの会 おふくろの会・少年補導員 3/12 卒業式 巡回指導 3/18 少年を守る日巡回 （青少協） 参加なし				

月	学年・学級委員会	おやじの会・おふくろの会	読み聞かせ いちばん星みつけた	町P・中P・県P・その他	西原東中学校
4		4/16 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし		4/22 西原町PTA連合会三役会・理事会 4/28 PTA総会 (書面議決)	4/7 1学期始業式 4/8 入学式 4/20～23 三者面談 4/30 新入生歓迎球技大会
5		5/21 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし		5/24 西原町PTA連合会定期総会 (書面議決) 5/29 中P定期総会 (書面議決)	5/13 ◎生徒指導連絡協議会① 中止
6		6/18 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし	6/16 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ① (中止)	6/30 事務局会	6/5～6 地区中体連総体 6/12～13 地区中体連総体
7		7/16 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 7/23・30 夏休み夜間巡回指導 (青少協) 参加なし	7/14 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ②	7/21 西原町PTA連合会理事会	7/1 フィールドワーク (3年) 7/22～26 県中体連総体 7/26 ◎生徒指導連絡協議会 ② 7/27～30 三者面談 7/21 1学期前半終了 夏季休業 (～8/10)
8		8/6・13・20 夏休み夜間巡回指導 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし		8/21 日本PTA全国研究大会 北九州大会 (オンライン配信)	◎夏休み夜間巡回指導 8/20 旧盆 (ウンケー) 8/22 旧盆 (ウークイ)
9		9/17 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし			9/1 1学期後半開始集会 9/9 ◎生徒指導連絡協議会 ③ 中止
10	10/17 3学年行事	10/15 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし	10/6 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ③	10/4 西原町意見発表大会 10/22 西原町PTA連合会理事会・三役会	10/23 地区駅伝 10/29 合唱コンクール
11		11/19 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし		11/8 事務局会	11/11 授業参観 11/12 東中祭 11/11 ◎生徒指導連絡協議会④
12	12/6 2学年行事	12/17 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし	12/8 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ④ (3年生)	12/3 子ども若者みらい相談77sorae研修会 12/17 各单位PTA三役・事務局交流会	12/14～17 三者面談 12/25 2学期前半終了 冬季休業 (～1/4)
1		1/21 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし	1/26 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑤ (中止)	1/12 事務局会 1/23 県P研究大那覇地区大会	1/5 2学期後半開始 1/13 ◎生徒指導連絡協議会 中止 1/28・31・三者面談 (3年)
2	2/20 1学年行事	2/18 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 2/26 ボランティア活動 (コスモス花の手入れ)			2/5 西原町教育の日 (授業参観)
3		3/12 卒業式 巡回指導 3/18 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし	3/2 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑥	3/7 ニコッと笑顔であいさつ声かけ運動 3/16 西原町PTA連合会理事会	3/12 第34回卒業式 ◎卒業式巡回指導 3/23 修了式・離任式

西原東中学校PTA
1. 収入の部

1. 収入総額 2,740,924 円
2. 支出総額 2,063,832 円
3. 差引残高 677,092 円

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	流用・充用額	予算現額	収入済額	差引額	%	説 明
款	項								
1.	PTA会費	2,364,000	0	0	2,364,000	2,029,192	△334,808	85%	
	1. PTA会費	2,364,000	0	0	2,364,000	2,029,192	△334,808	85%	PTA会費469×95%+T36名=505名 400円×12ヶ月×505名=2424000
2.	雑収入	100	0	0	100	9	△91	9%	
	1. 雑収入	100	0	0	100	9	△91	9%	利息
3.	前期繰越金	711,723	0	0	711,723	711,723	0	100%	
	1. 前期繰越金	711,723	0	0	711,723	711,723	0	100%	
合 計		3,075,823	0	0	3,075,823	2,740,924	△334,899	89%	

令和 3年度 P T A会費決算書

2頁

議案第 2 号

西原東中学校PTA

2. 支出の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	流用・充用額	予算現額	支出済額	差引額	%	説 明
款	項								
1.	運営費	1,491,000	0	0	1,491,000	1,377,663	113,337	92%	
	1. 会議費	60,000	0	0	60,000	10,882	49,118	18%	総会、理事会、役員会
	1. 会議費	60,000	0	0	60,000	10,882	49,118	18%	
	2. 需用費	40,000	0	△10,000	30,000	18,319	11,681	61%	
	1. 消耗品費	40,000	0	△10,000	30,000	18,319	11,681	61%	事務用品
	3. 通信費	5,000	0	0	5,000	1,620	3,380	32%	切手代
	4. 渉外費	20,000	0	0	20,000	17,080	2,920	85%	慶弔費、表彰者への記念品代
	5. 使用料及び賃借料	20,000	0	10,000	30,000	27,390	2,610	91%	令和3年・令和4年度分 (ウイルスバスター使用料 ウイルスバスター使用料・会計ソフト保守契約料
	6. 備品費	50,000	0	△8,000	42,000	0	42,000	0%	
	7. 事務費	1,220,000	0	7,000	1,227,000	1,226,222	778	99%	
	1. 事務局手当	1,200,000	0	0	1,200,000	1,200,000	0	100%	事務局手当
	2. 事務局退職手当	10,000	0	0	10,000	10,000	0	100%	
	3. 共済費	10,000	0	7,000	17,000	16,222	778	95%	労働保険料 備品費より流用
	8. 福利厚生費	76,000	0	1,000	77,000	76,150	850	98%	PTA活動安全互助会 備品費より流用
2.	事業費	944,000	0	0	944,000	379,912	564,088	40%	
	1. 活動費	774,000	0	0	774,000	321,112	452,888	41%	
	1. 総務委員会費	15,000	0	0	15,000	0	15,000	0%	会議
	2. 保健体育委員会費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	0%	
	3. 校外生活指導委員会費	15,000	0	0	15,000	328	14,672	2%	あいさつ運動
	4. 広報委員会費	10,000	0	0	10,000	0	10,000	0%	
	5. 環境整備委員会費	40,000	0	0	40,000	15,874	24,126	39%	校内美化作業
	6. 文化教養委員会費	40,000	0	0	40,000	0	40,000	0%	家庭教育学級
	7. 学年委員会費	160,000	0	0	160,000	148,061	11,939	92%	学年行事、講演会等 コサージュ代40,000 1年40,000円・2年40,000円・3年40,000円
	8. 学級委員会費	174,000	0	0	174,000	147,849	26,151	84%	学級活動費 1学級 10,000円 特支 10,000円
	9. 研修費	300,000	0	0	300,000	9,000	291,000	3%	

令和 3年度 P T A会費決算書

3頁

議案第 2 号

西原東中学校PTA

2. 支出の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	流用・充用額	予算現額	支出済額	差引額	%	説 明
款	項								
	2. 行事参加支援費	20,000	0	0	20,000	10,800	9,200	54%	学校行事等の謝礼金・お弁当代
	3. 歓送迎会費	150,000	0	0	150,000	48,000	102,000	32%	
	3. おやじの会補助金	30,000	0	0	30,000	30,000	0	100%	
	1. おやじの会補助金	30,000	0	0	30,000	30,000	0	100%	おやじの会活動費
	4. おふくろの会補助金	30,000	0	0	30,000	30,000	0	100%	
	1. おふくろの会補助金	30,000	0	0	30,000	30,000	0	100%	おふくろの会活動費
	5. 読み聞かせ補助金	15,000	0	0	15,000	15,000	0	100%	
	1. 読み聞かせ補助金	15,000	0	0	15,000	15,000	0	100%	読み聞かせ活動費
	6. 学校協力金	210,000	0	0	210,000	26,732	183,268	12%	
	1. 学校協力金	110,000	0	0	110,000	26,732	83,268	24%	学校協力金
	2. 備品修繕費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	0%	
	7. 分担金	200,800	0	4,000	204,800	204,525	275	99%	
	1. 分担金	200,800	0	4,000	204,800	204,525	275	99%	町P連合会費・中P連合会費・県P連合会費 予備費より流用
	8. 予備費	235,023	0	△4,000	231,023	0	231,023	0%	
	1. 予備費	235,023	0	△4,000	231,023	0	231,023	0%	
合 計		3,155,823	0	0	3,155,823	2,063,832	1,091,991	65%	

令和 3年度 文化・スポーツ振興費決算書

1頁

議案第 3 号

(自)令和 3年 4月 1日 (至)令和 4年 3月31日

西原東中学校PTA

1. 収入の部

1. 収入総額 3,156,273 円
2. 支出総額 2,065,833 円
3. 差引残高 1,090,440 円

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	流用・充用額	予算現額	収入済額	差引額	%	説 明
款	項 目								
1.	歳入の部	3,767,734	0	0	3,767,734	3,156,273	△611,461	83%	
	1. 前年度繰越金	1,117,134	0	0	1,117,134	1,117,134	0	100%	
	2. 会費	2,650,500	0	0	2,650,500	2,039,133	△611,367	76%	PTA会員 4 6 9 × 95% 5 0 0 円 × 9 ヶ月 × 4 6 9 名 = 2,110,500
	3. 資金造成	0	0	0	0	0	0		
	4. 派遣費戻し	0	0	0	0	0	0		
	5. 果費旅費戻し	0	0	0	0	0	0		
	6. 補助金	0	0	0	0	0	0		
	7. 寄付	0	0	0	0	0	0		
	8. 雑収入	100	0	0	100	6	△94	6%	
	合 計	3,767,734	0	0	3,767,734	3,156,273	△611,461	83%	

議案第3号

西原東中学校PTA

2. 支出の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	流用・充用額	予算現額	支出済額	差引額	%	説 明
款	項 目								
1.	歳出の部	3,767,734	0	0	3,767,734	2,065,833	1,701,901	54%	
	1. 県外派遣費	1,800,000	0	0	1,800,000	1,342,434	457,566	74%	
	2. 県内派遣費	150,000	0	0	150,000	102,950	47,050	68%	
	1. 文化活動費	50,000	0	0	50,000	32,600	17,400	65%	各種コンクールの出品料の補助
	2. 地区陸上・駅伝	100,000	0	0	100,000	70,350	29,650	70%	地区陸上・駅伝大会の補助金として
	3. 需用費	360,000	0	0	360,000	105,518	254,482	29%	
	1. 燃料費	250,000	0	0	250,000	105,518	144,482	42%	学校車の燃料費
	2. 修繕料	60,000	0	0	60,000	0	60,000	0%	
	3. 消耗品費	50,000	0	0	50,000	0	50,000	0%	
	4. 役務費	380,000	0	110,000	490,000	412,931	77,069	84%	
	1. 手数料(車検等)	200,000	0	110,000	310,000	308,611	1,389	99%	車検整備及びタイヤ交換(2台) 予備費より流用
	2. 自動車損害保険料	150,000	0	0	150,000	78,960	71,040	52%	
	3. スポーツ安全保険	30,000	0	0	30,000	25,360	4,640	84%	外部コーチ等にかかる傷害保険等の年間掛
	5. 公課費	110,000	0	0	110,000	102,000	8,000	92%	
	1. 自動車税	110,000	0	0	110,000	102,000	8,000	92%	
	6. 予備費	967,734	0	△110,000	857,734	0	857,734	0%	
	1. 予備費	967,734	0	△110,000	857,734	0	857,734	0%	
	合 計	3,767,734	0	0	3,767,734	2,065,833	1,701,901	54%	

令和 3年度 西原町立西原東中学校創立周年記念事業基金決算書

議案第 4 号

(自)令和 3年 4月 1日 (至)令和 4年 3月31日

西原東中学校PTA

1. 収入総額 1,346,270 円
2. 支出総額 0 円
3. 差引残高 1,346,270 円

1. 収入の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	流用・充用額	予算現額	収入済額	差引額	%	説 明
款 項	目								
1. 会費		0	0	0	0	291,955	291,955		PTA会員469×95% + T 36 = 505名 1世帯50円×12ヶ月×505名 = 303,000
1. 会費		0	0	0	0	291,955	291,955		
2. 補助金		0	0	0	0	0	0		
1. 補助金		0	0	0	0	0	0		
3. 寄付金		0	0	0	0	0	0		
1. 寄付金		0	0	0	0	0	0		
4. 繰越金		1,054,307	0	0	1,054,307	1,054,307	0	100%	
1. 繰越金		1,054,307	0	0	1,054,307	1,054,307	0	100%	
5. 雑収入		0	0	0	0	8	8		
1. 雑収入		0	0	0	0	8	8		利息
合 計		1,054,307	0	0	1,054,307	1,346,270	291,963	127%	

監 査 報 告 書

西原東中学校 PTA

会 長 下 地 敦 殿

令和 3 年度西原東中学校校納金収支決算について監査を行った結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査実施日 令和 4 年 4 月 26 日
- 2 監査実施場所 西原東中学校
- 3 監査事項
 (1) 監査期間令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
 (2) 会計関係書類

4 監査結果

歳入及び歳出は適正に記録され、現金出納簿、補助簿、預金通帳及び証憑書類は正確であり、かつ帳簿残高と通帳残高は一致し、決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和 4 年 4 月 26 日

監査委員 比嘉 良磨 (比嘉)

監査委員 謝名堂 弥 (謝名堂)

監査委員 前底 万里子 (前底)

令和4年度PTA役員（案）

会	長	かねし としみつ 兼 次 俊 充
副 会	長	よねやま しゅん 米 山 俊
副 会	長	あかみね ひろこ 赤 嶺 弘 子
副 会	長	よねしろ きよみ 米城 きよみ (教頭)
書 記 会 計		きんじょう えりか 金城 えりか
顧 問		よしだ たかし 吉 田 敬 (校長)
総 務 委 員 長		まえだ ともちか 前 田 朋 哉
保健体育委員長		さきはま りさこ 崎 浜 里 沙子
環境整備委員長		くう じょうじ 顧 城 史
文化教養委員長		そけい せいこ 祖 慶 聖 子
広 報 委 員 長		みやひら まさふみ 宮 平 正 史

校外生活指導委員長

監 査 委 員	とけし まき 渡慶次 真紀
監 査 委 員	まえそこ まりこ 前底 万里子
監 査 委 員	じゃなどう ひさし 謝 名 堂 弥 (T)

協力団体

お や じ の 会 代 表	ごや のりやす 呉 屋 則 安 (地域)
お ふ く ろ の 会 代 表	たまなは たかこ 玉 那 覇 隆 子 (地域)
読 み 聞 か せ サ ー ク ル 代 表	みやぎ みさこ 宮 城 美 佐 子 (P)

令和4年度事業計画（案）

私たちは、PTA活動の原点をみつめ直し、学級、学年PTAの活性化と、父母と教師が連携を密にし、学校教育に側面的に協力します。

生徒の健全育成と会員相互の親睦と研修を深めて、PTA活動の健全化を図り、実践活動します。

テ ー マ

「楽しく 明るく 参加してみたい PTA活動」

方 針

1. 学級、学年PTAの活性化を図ります。
2. PとT地域の連携を密にします。
3. 各専門部の事業を共有化します。
4. 参加しやすい環境作りに努めます。
5. 相互の親睦を深め、研修を推進します。

各専門部の活動内容

1. 総務委員会……………企画、運営、連絡調整、渉外、役員研修に当たる。
2. 保健体育委員会……………保健衛生、会員の健康増進と交流をはかる。
3. 校外生活指導委員会……………校外指導、安全教育、教育環境の浄化を行う。
4. 広報委員会……………会の広報活動を行う。
5. 環境整備委員会……………学校環境の整備、美化に努める。
6. 文化教養委員会……………研修会、講演会、家庭教育学級、成人教育等を行う。

月	総務委員会	保健体育委員会	校外生活指導委員会	広報委員会	環境整備委員会	文化教養委員会	おやじの会 おふくろの会	読み聞かせ いちばん星みつけた	町P・中P・県P・その他	西原東中学校	
4	4/6 三役会 4/11 PTA監査 4/28 理事会		4/15 少年を守る日巡回 (青少協) 毎月第3金曜日 4/28 理事会	4/28 理事会	4/28 理事会	4/28 理事会	4/15 少年を守る日巡回 (青少協) 毎月第3金曜日		町P連 会計監査 町P連 三役会・理事会	一学期始業式 (4/7) 入学式 (4/8) 三者面談 (4/25～28)	4
5			5月20日 少年を守る日巡回 (青少協)				5月20日 少年を守る日巡回 (青少協)	5/15 (日) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ①	町P連 定期総会 中頭地区P連定期総会 県P定期総会 事務局会議	新入生歓迎球技大会 (5/13)	5
6	三役会 理事会		6月17日 少年を守る日巡回 (青少協)		・美化作業打ち合わせ 6/29 (日) 3学年PTA親子作業	役員会 年間計画	6月17日 少年を守る日巡回 (青少協)	6/22(水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ②	町P連 三役会・理事会	地区中体連総体 (6/4～5)	6
7	三役会	家庭教育学級 (文化教養委員会 と合同企画)	7月15日 少年を守る日巡回 (青少協) 夏休み夜間巡回指導 毎週金曜日		家庭教育学級		7月15日 少年を守る日巡回 (青少協) 夏休み夜間巡回指導 毎週金曜日		スポーツ交流会 役員研修会 事務局会議	かなまるコミュニティー会議 (7/14) 1学期前半終了 (7/20) 夏休み (7/21～8/21) 県中体連地区総体 (7/21～26) 三者面談 (7/26～29)	7
8			毎週金曜日 夏休み夜間巡回指導 少年を守る日巡回 (青少協)				毎週金曜日 夏休み夜間巡回指導 少年を守る日巡回 (青少協)	7/14 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ③	8/26 (金)～27 (土) 日P・日P 山形大会	1学期後半開始 (8/22)	8
9	三役会 理事会		9月16日 少年を守る日巡回 (青少協)				9月16日 少年を守る日巡回 (青少協)		事務局会議	地区陸上 (9/19)	9
10	三役会 運営委員会		10月21日 少年を守る日巡回 (青少協)				10月21日 少年を守る日巡回 (青少協)	10/5 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ④	10/28 町意見発表大会 町P連 三役会・理事会	1学期終業式 (10/7) 秋休み (10/8～12) 2学期始業式 (10/13) 地区駅伝大会 (10/29)	10
11	三役会 運営委員会		11月18日 少年を守る日巡回 (青少協)		・美化作業打ち合わせ 11/27 (日) 2学年PTA親子作業		11月18日 少年を守る日巡回 (青少協)		中頭地区意見発表大会 事務局会議	校内合唱コンクール (11/2) かなまるコミュニティー会議 (11/10)	11
12	学習発表会 (12/4) 三役会 運営委員会	学習発表会 (12/4)	学習発表会 (12/4) 12月16日 少年を守る日巡回 (青少協)	学習発表会 (12/4)	学習発表会 (12/4)	学習発表会 (12/4)	学習発表会 (12/4) 12月16日 少年を守る日巡回 (青少協)	12/7 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑤	事務局会議	学習発表会 (12/4) 三者面談 (12/13～16) 2学期前半終了 (12/23) 冬休み (12/24～1/4)	12
1	三役会 運営委員会		1月20日 少年を守る日巡回 (青少協)				1月20日 少年を守る日巡回 (青少協)	1/18 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑥	西原町成人式巡回指導 県童話・お話・意見発表大会 ニコッと笑顔であいさつ・ 声掛け運動事業	2学期後半開始 (1/5) 2学年修学旅行 (1/24～26) 3年三者面談 (1/31～2/1)	1
2	三役会 運営委員会 理事会		2月17日 少年を守る日巡回 (青少協)		・美化作業打ち合わせ 2/19 (日) 1学年PTA親子作業		2月17日 少年を守る日巡回 (青少協)			新入生オリエンテーション (2/2) 「西原町教育の日」 (2/4) 授業参観 (2/4)	2
3	三役会 運営委員会		3月11日 卒業式当日巡回 3月17日 少年を守る日巡回				3月11日 卒業式当日巡回 3月17日 少年を守る日巡回		事務局会議 町P連 三役会・理事会	卒業式 (3/11) ◎卒業式巡回指導 (3/11) 修了式・離任式 (3/20)	3

議案第 7 号

令和 4年度 P T A会費予算
(自)令和 4年 4月 1日 (至)令和 5年 3月31日
1. 収入総額 3, 029, 192 円
2. 支出総額 3, 029, 192 円
3. 差引残高 0 円

西原東中学校PTA
(単位: 円) △減

1. 収入の部

勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
款 項	目				
1. PTA会費		2,352,000	2,364,000	△12,000	
	1. PTA会費	2,352,000	2,364,000	△12,000	P会員475名×95%+T39名=490名 400円×12ヶ月×490名=2,352000円
2. 雑収入		100	100	0	
	1. 雑収入	100	100	0	
3. 前期繰越金		677,092	677,092	0	
	1. 前期繰越金	677,092	677,092	0	
合 計		3,029,192	3,041,192	△12,000	

2. 支出の部

勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
款 項	目				
1.	運営費	1,419,000	1,497,372	△78,372	
	1. 会議費	60,000	60,000	0	
	1. 会議費	60,000	60,000	0	総会、理事会、役員会、運営委員会
	2. 需用費	40,000	40,000	0	
	1. 消耗品費	40,000	40,000	0	事務用品費等
	3. 通信費	5,000	5,000	0	ハガキ、切手
	4. 渉外費	20,000	20,000	0	慶弔費等、記念品代
	5. 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	ウィルスバスター使用料、会計ソフト保守契約料
	6. 備品費	50,000	50,000	0	
	7. 事務費	1,147,000	1,226,222	△79,222	
	1. 事務局手当	1,120,000	1,200,000	△80,000	事務手当
	2. 事務局退職手当	10,000	10,000	0	事務局退職金
	3. 共済費	17,000	16,222	778	PTA事務労働保険料
	8. 福利厚生費	77,000	76,150	850	PTA活動安全互助会150円(振込手数料込み)
2.	事業費	744,000	944,000	△200,000	
	1. 活動費	574,000	774,000	△200,000	
	1. 総務委員会費	15,000	15,000	0	総務が主催する会議等
	2. 保健体育委員会費	20,000	20,000	0	PTA会員レク
	3. 校外生活指導委員会費	15,000	15,000	0	少年の日・夏休み夜間巡回、卒業式巡回
	4. 広報委員会費	10,000	10,000	0	PTA行事、学校行事等の写真代費用
	5. 環境整備委員会費	40,000	40,000	0	校内美化作業
	6. 文化教養委員会費	40,000	40,000	0	家庭教育学級(講師謝礼金等)
	7. 学年委員会費	160,000	160,000	0	3学年×40,000円、卒業生花束・3学年職員コサージュ
	8. 学級委員会費	174,000	174,000	0	学級レク費
	9. 研修費	100,000	300,000	△200,000	単P研修費、日P・九P・県P・町P研修費等
	2. 行事参加支援費	20,000	20,000	0	学校行事等の謝礼金、お弁当代
	3. 歓送迎会費	150,000	150,000	0	新職員歓迎会、離任者記念品代
3.	おやじの会補助金	30,000	30,000	0	
	1. おやじの会補助金	30,000	30,000	0	おやじ会員の活動費
4.	おふくろの会補助金	30,000	30,000	0	

2. 支出の部

勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
款	項 目				
	1. おふくろの会補助金	30,000	30,000	0	おふくろの会員活動費
5.	読み聞かせ補助金	15,000	15,000	0	
	1. 読み聞かせ補助金	15,000	15,000	0	会員の活動費
6.	学校協力金	410,000	210,000	200,000	
	1. 学校協力金	110,000	110,000	0	
	2. 備品修繕費	300,000	100,000	200,000	体育館スクリーン修繕費
7.	分担金	208,170	204,525	3,645	
	1. 分担金	208,170	204,525	3,645	町P×200円・県P×175円・中P×30円 (514名)
8.	予備費	173,022	144,926	28,096	
	1. 予備費	173,022	144,926	28,096	
合 計		3,029,192	3,075,823	△46,631	

議案第7号

令和4年度 文化・スポーツ振興費予算(案)

(自)令和4年4月1日 (至)令和5年3月31日

1. 収入総額 3,798,040 円

2. 支出総額 3,798,040 円

3. 差引残高 0 円

西原東中学校PTA

(単位: 円) △減

1. 収入の部

勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
款 項	目				
1. 歳入の部		3,798,040	3,767,734	30,306	
	1. 前年度繰越金	1,090,440	1,117,134	△26,694	
	2. 会費	2,707,500	2,650,500	57,000	(500円×12ヶ月×P会員475名) ×95%
	3. 資金造成	0	0	0	
	4. 派遣費戻し	0	0	0	
	5. 県費旅費戻し	0	0	0	
	6. 補助金	0	0	0	
	7. 寄付	0	0	0	
	8. 雑収入	100	100	0	預金利息
合 計		3,798,040	3,767,734	30,306	

令和 4年度 文化・スポーツ振興費予算(案)

議案第 7 号

西原東中学校PTA

(単位: 円) △減

2. 支出の部

勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
款 項	目				
1.	歳出の部	3,798,040	3,767,734	30,306	
	1. 県外派遣費	1,800,000	1,800,000	0	令和3年度と同額
	2. 県内派遣費	150,000	150,000	0	
	1. 文化活動費	50,000	50,000	0	各種文化的コンクールの出品料等の補助
	2. 地区陸上・駅伝	100,000	100,000	0	地区陸上・駅伝大会の補助金として
	3. 需用費	580,000	360,000	220,000	
	1. 燃料費	250,000	250,000	0	学校車の燃料費として
	2. 修繕料	60,000	60,000	0	学校車両の修繕代金として
	3. 消耗品費	50,000	50,000	0	
	4. 製氷機リース	220,000	0	220,000	
	4. 役務費	280,000	488,611	△208,611	
	1. 手数料(車検等)	100,000	308,611	△208,611	
	2. 自動車損害保険料	150,000	150,000	0	
	3. スポーツ安全保険	30,000	30,000	0	外部コーチ等にかかる傷害保険等の年間掛け金
	5. 公課費	110,000	110,000	0	
	1. 自動車税	110,000	110,000	0	
	6. 予備費	878,040	859,123	18,917	県外派遣費の増が発生した時の補填財源等
	1. 予備費	878,040	859,123	18,917	
	合 計	3,798,040	3,767,734	30,306	

表彰及び記念品贈呈者

- 1・崎 山 里 沙 子 (P) 保健体育委員長
- 2・佐 藤 礼 子 (P) 保険体育副委員長
- 3・大 城 愛 美 (P) 総務委員
- 4・西 平 沙 耶 香 (P) 広報委員
- 5・志 多 伯 正 美 (P) 環境整備委員
- 6・石 嶺 壮 一 郎 (T) 校外生活指導副委員長
- 7・平 野 貴 裕 (T) 広報副委員長
- 8・真 保 栄 尊 (T) 環境整備副委員長

※西原町立西原東中学校PTA表彰規程により表彰します。

西原町立西原東中学校 P T A 表彰規程

(目的)

第 1 条 本規程は、P T A の振興、発展に貢献し、P T A 活動に功績顕著な個人を表彰し、もって教育の向上に寄与することを目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 被表彰者は個人で、通算して 2 年以上の P T A の役職を務め、P T A の振興、発展に貢献した人、その他表彰に値すると認められる業績又は行為のあった会員。
但し、役職とは、会長、副会長、専門委員長、理事をいう。

(表彰方法)

第 3 条 表彰の方法は、表彰状又は感謝状とし、記念品を贈呈することができる。

(表彰時期)

第 4 条 表彰は、本会においては、P T A 総会、他団体（組織）の被表彰者の推薦については、その団体（組織）より依頼を受けた時期。
但し、本会においては、事情によっては、臨時にこれを行うことができる。

(選考委員会)

第 5 条 選考委員会は、本会の運営委員会をもって構成する。
但し、決定事項については、理事会に報告しなければならない。
緊急を要する場合は三役に一任する。

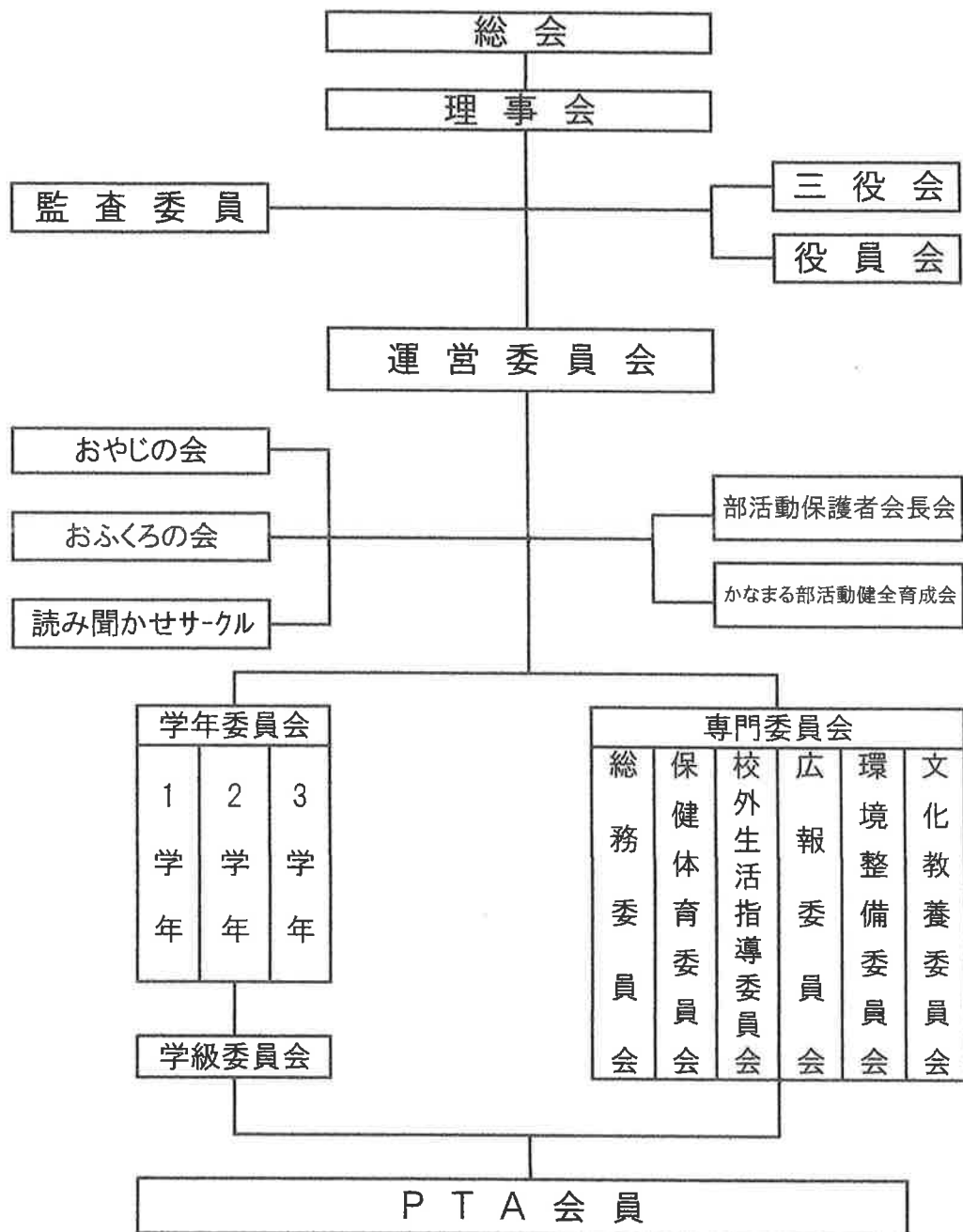
(規程の改廃)

第 6 条 本規程は、理事会の議決で改廃することができる。

附則

本規程は昭和 6 3 年 4 月 1 6 日より施行する。

西原東中学校PTA組織図



各会議構成

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 総会 | : PTA全会員 |
| 2 | 理事会 | : 正副会長、各専門正副委員長、学年正副委員長、学級正副委員長、書記・会計 |
| 3 | 三役会 | : 会長、副会長、書記・会計・総務委員長 |
| 4 | 役員会 | : 会長、副会長、専門委員長、書記・会計 |
| 5 | 運営委員会 | : 会長、副会長、専門委員長、学年代表、書記・会計 |
| 6 | 専門委員会 | : 各専門委員長、専門副委員長、各委員 |
| 7 | 学年委員会 | : 学年委員長、学年副委員長、学年主任 |
| | 学級委員会 | : 学級委員長、学級副委員長、学級の保護者、学級担任 |

「PTAの目的」

会員の親睦と教養を高め、家庭教育の充実と学校教育に協力し、生徒の健全育成を図る。

「その目的を達成するために」

1. 保護者と教師が協力し合って、家庭教育と学校教育の理解を深め教育の向上を図る。
2. 保護者と教師、学校と家庭、地域社会と関係機関との協力のもとに、生徒の生活指導の充実を図る。
3. 会員の教養と親睦を図るとともに、教育環境を改善し、教育の向上を図る。

「学校・学級PTAのねらい」

1. 学校での子供の様子や、学校生活に関する関心と理解を深める機会とする。
2. 子供の教育は、家庭がその役割を分担し、協力して当てることの重要性を再確認する。
3. 夏期休業に対する学校の基本的考え方（方針）と休暇中の家庭における過ごし方について話し合い、学校教育及び家庭教育への理解を深める。

西原東中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

(名称及び事務局)

第1条 本会は、西原町立西原東中学校PTAと称し、事務局を西原東中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員の親睦と教養を高め、家庭教育の充実と学校教育に協力し、生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業等を行う。

- (1) 保護者と教師が協力し合って、学校教育と家庭教育の理解を深め教育の進展向上に関する事業。
- (2) 保護者と教師、学校と家庭、地域社会と関係機関との協力のもとに生徒の生活指導の充実に関する活動。
- (3) 教育の環境を改善し、教育の向上に関する事業。
- (4) 会員の教養と親睦に関する事業。
- (5) その他、目的達成のために必要なこと。

第3章 方 針

(方針)

第4条 本会は、生徒の教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する

- (1) 本会は、生徒の教育並びに福祉のために活動する他の機関団体と協力する。
- (2) 本会は、特定の政党又は宗派にかたよってはならない。
- (3) 本会は、自主独立のものであつて他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けず学校及び他団体への干渉もしない。

第4章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 西原東中学校に在籍する生徒の保護者または、それに代わる者。
- (2) 西原東中学校に勤務する教職員。
- (3) その他、本会の趣旨に賛同する者。但し校区内に在住し、理事会の承認を得た者

第5章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 男子、女子、地域関係者、教頭の3名～複数名とする。
但し、地域関係者は置かないこともできる。
- (3) 監査委員 3名
- (4) 専門委員長 6名→(統廃合により人数は変更する) 当面現状維持
- (5) 書記会計 1名
- (6) 顧 問 校長

(役員を選任)

第7条 役員は、次の方法で選任する。

- (1) 会長、副会長、監査委員は理事会で推薦し総会の承認を得る。
- (2) 専門委員長は、会長が委嘱し総会の承認を得る。
- (3) 書記会計は、会長が委嘱し総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄し、総会、理事会、運営委員会、役員会を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
また、副会長は各々各種委員会を担当し委員長と連携し、円滑な委員会運営の指導助言を行う。
- (3) 監査委員は、会計を監査し総会で報告を行う。
- (4) 専門委員長は、委員会を代表し会務を統轄し委員会を召集し会議の議長となる。
副委員長は委員長を補佐し委員長が事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 書記会計は、本会の庶務及び会計事務を掌る。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解職)

第10条 役員の解職

役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及びPTA会員現在数各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき
- (顧問及び評議員)

第11条 顧問及び理事

- (1) 顧問は本会のすべての会議に出席して意見を述べることができる。
- (2) 本会に理事を置く。
- (3) 理事は、各クラス数名とし理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (4) 理事は、会務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- (5) 理事は、本会の他の役員を兼務することができる。
- (6) 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 三役会 (4) 役員会 (5) 運営委員会
- (6) 専門委員会 (7) 学年・学級委員会

第7章 総 会

(総会及び構成)

第13条 総会は、この会の最高議決機関で、会員でもって構成し年1回4月～5月に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(総会の招集)

第14条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に、会長が召集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び監事の請求により会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

(議長)

第15条 総会の議長は原則として教職員と保護者の夫々1名とし、議長の指名により副議長を置くことができる。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の議決と決算の承認に関すること。
- (2) 予算の議決と決算の承認に関すること。
- (3) 会則の改廃・会費の決定に関すること。
- (4) 役員の新規承認に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(総会の定足数及び承認)

第17条 総会の議事は出席者の過半数をもって承認し、書面表決者又は、表決委任者は出席したものとみなす。

なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 理 事 会

(理事会及び構成)

第18条 理事会は、会長、副会長、各専門正副委員長、学年、学級正副委員長、学級理事、書記会計をもって構成し、総会に継ぐ議決機関である。但し、緊急を要する場合は総会にかかわることができる。

(理事会の招集)

第19条 理事会は、毎年2回以上会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、原則として会長とする。

3 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、次の事項の議決を行う。

- (1) 事業計画および会務報告に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員および書記会計、専門委員長の推薦に関すること。
- (5) その他、本会に必要な事項

(議事録)

第21条 総会及び理事会については、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保管する。

第9章 三 役 会

(三役会の構成)

第22条 三役会は会長、副会長、地域関係者(会長が必要と認めたとき)、書記会計及び顧問をもって構成する。

(三役会の職務)

第23条 三役会は、この会則に別段定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会、理事会の議決事項の執行に関すること。
- (2) 総会、理事会に提出する議案の作成に関すること。
- (3) その他、緊急事項の処理に関すること

第10章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は会長、副会長、地域関係者(会長が必要と認めたとき) 専門委員長、書記会計及び顧問をもって構成する

(役員会の職務)

第25条 役員会は、この会則に別段定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会、理事会の議決事項の執行に関すること。
- (2) 総会、理事会に提出する議案の作成に関すること。
- (3) その他、緊急事項の処理に関すること。

第11章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第26条 運営委員会は、役員（但し監査委員は除く） 学年正副委員長、をもって構成する。

(運営委員会の議決事項)

第27条 運営委員会は次の事項を企画調整する。

- (1) 総会、理事会の議決事項に関すること。
- (2) 理事会に提案する議案の作成に関すること。
- (3) その他、緊急事項の企画及び立案に関すること。

第12章 専門委員会

(専門委員会の構成)

第28条 本会の活動を円滑に行うために次の専門委員会を設け、その委員には、学級正副委員長及び学校が推薦した教師をもってあてる。但し、専門副委員長は、各専門委員会の中から互選し、教師と保護者から各1名とする。

- (1) 総務委員会

企画、運営、連絡調整、渉外、役員研修にあたる。

- (2) 保健体育委員会

保健衛生、会員の健康増進と交流をはかる。

(3) 校外生活指導委員会

校外指導、安全教育、教育環境の浄化を行う。

(4) 広報委員会

会の広報活動を行う。

(5) 環境整備委員会

学校環境の整備、美化につとめる。

(6) 文化教養委員会

研修会、講演会、家庭教育、成人教育等を行う。

第13章 学年・学級委員会

(学年・学級委員会の設置)

第29条 本会に、学年学級教育環境の整備、生徒の生活指導などについて協議、実践する学年委員会と学級委員会を設置する。

(学年・学級委員会の構成)

第30条 学年委員会は、各学年の学年委員長、副委員長及び学年を代表する教師をもって構成する。

学級委員会は、各学級の保護者及び学級担任をもって構成する。

(学年・学級委員会の役員)

第29条 学年委員会に正副委員長をおく。但し委員長1名、副委員長2名とする。

(P1名、T1名)

(1) 学級委員会に、正副委員長をおく。但し委員長1名、副委員長2名とする。

(2) 学年学級正副委員長は、それぞれの会で互選し委員長は各学年、学級を代表して会務を統轄し会を招集し会議の議長となる。また副委員長は委員長を補佐し委員長が事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 学年学級正副委員長の任期は1年とする。

第14章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費・・・・・・・・・・会員より徴収する会費
- (2) 資産から生じる収入・・資産（本会所有の備品や車両等）から生じる収入
- (3) 事業にともなう収入・・バザー等の売上等
- (4) 寄付金品・・・・・・・・・・寄付金
- (5) その他の収入・・・・・・・・利子等
- (6) 財産目録に記載された財産・・本会所有の備品及び車両等

(資産の管理)

第32条 本会の財産は会長が管理し、現金は定期預金等確実な方法により、会長が保管する。

(財産の処分)

第33条 財産は、譲渡し、交換し、担保に供してはならない。

ただし、本会の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 本会の事業遂行に要する経費は、会費及び運用財産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 本会の経理は、総会で議決された収支予算に基づいて行なう。ただし、暫定予算及び補正予算は理事会で議決し、総会の承認を受けなければならない。

3 前項ただし書きの暫定予算は、その年度の本予算に包括されるものとする。

4 執行上止むを得ない予算の追加更正は、理事会において決定する。

(収支決算)

第36条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減表について、年1回監査委員による監査を受けなければならない。

受検の結果は、理事会及び総会で承認を受けなければならない。

第15章 会計及び諸経費

(会費について)

第37条 会費は、毎月400円とする。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、4月1日で始まり3月31日で終わる。

(備付簿)

第39条 本会に次の帳簿を備えつける。但し、次の区分に従って保存する。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1 会 則 (永久) | 2 役員名簿 (永久) | 3 会議録 (4年) |
| 4 沿革史 (永久) | 5 会員名簿 (4年) | 6 会計簿 (4年) |
| 7 会費徴収簿 (4年) | 8 出張命令簿 (4年) | 9 備品台帳 |
| 10 その他必要な帳簿 | | |

第40条 本会に特別会計（県内外選手派遣費等のため周年事業積立）を設けることができる。

第16章 委 任

（委任）

第41条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な規則及び規定は別に定める。

附 則

本会則は、昭和63年4月16日より施行する。

本会則は、平成2年4月26日より施行する。

本会則は、平成4年5月28日より施行する。

本会則は、平成9年5月9日より施行する。

本会則は、平成17年5月22日より施行する。

本会則は、平成26年4月27日より施行する。

本会則は、令和元年5月31日より施行する。

西原東中学校「PTA文化・スポーツ振興費」運用規程

(目的)

第1条 この規定は西原東中学校の生徒が、本校を代表して、文化・スポーツ等の諸行事に参加する場合に要する経費に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(名称：PTA文化・スポーツ振興費)

第2条 平成26年度まで「PTA県外派遣費」の名称で徴収、運営していた費用を「PTA文化・スポーツ振興費」(以下振興費)に改める。

(補助対象)

第3条 振興費を補助する対象は、基本的に、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本校を代表して、部活動や文化活動等の大会において県代表に推薦されたチーム(大会の登録メンバー)又は個人で県外(離島・先島を含む)に派遣されるもの
- (2) 本校部活動以外のチーム又は個人でスポーツ活動や文化活動等の大会で県外(離島・先島を含む)に派遣される場合は、振興費補助金ではなく、激励金を支給する。
- (3) 生徒引率のための監督・コーチについては、学校長が認めた監督1名・コーチ1名とする。
- (4) 各種文化的コンクールに出品する生徒の出品料(図画・作文・書道など)
- (5) 地区(県)陸上や地区(県)駅伝の練習にかかる費用の一部(輸送代・食糧費等)
- (6) 学校車の維持管理費(燃料費、修繕費、車検にかかる費用等)
- (7) 優秀な成績を収めたチーム又は個人の功績を称えるための「横断幕」等の作成にかかる費用

(補助内容)

第4条 補助する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 県外派遣においては、必要経費のうちの4割を自己負担とし、残り6割のうちの町人材育成会等の助成金を差し引いた分を振興費で補助する。但し、町人材育成会の助成金が6割を超える場合は、自己負担を減らし、振興費の補助はしないものとする。但し、1生徒につき年間1回までとする。
- (2) 校外のチーム等でスポーツ活動や文化活動等の大会で県外(離島・先島を含む)に派遣されるときは激励金として、1万円を支給するものとする。但し、1生徒につき年間1回までとする。
- (3) 県外派遣において、台風等の不可抗力によって滞在日数が延びた場合に生じた経費は、振興費から6割を補助し、自己負担を4割とする。
- (4) 各種文化的コンクールに出品する生徒の出品料(図画・作文・書道など)を全額補助する。
- (5) 地区(県)陸上や地区(県)駅伝の練習にかかる費用の一部(輸送代・食糧費等)を補助する。

- (6) 学校車の維持管理費（燃料費、修繕費、車検にかかる費用等）を支出する。
- (7) 「横断幕」等の作成にかかる費用
- (8) 各部活動の外部コーチ等にかかる傷害保険等の年間掛け金を支出する。
- (9) 当該振興費に不足が生じた場合は、学校長と三役の協議により、補助額の割合を審議し変更することができる。

(経費)

第5条 この規定に要する経費は、PTA文化・スポーツ振興費積立金(月額500円)をもって充てる。

(その他)

第6条 この規程によらない問題が生じた場合は、学校長・PTA三役及び部顧問代表で協議する。

附則

1. この規程の管理運営は学校長に委任する。
2. この規程は平成2年10月2日より施行する。
3. この規程は平成4年5月28日より施行する。
4. この規程は平成17年5月22日より施行する。
5. この規程は平成21年5月10日より施行する。
6. この規程は平成24年5月27日より施行する。
7. この規程は平成27年4月19日より施行する。
8. この規程は平成29年4月23日より施行する。
9. この規定は令和2年5月29日より施行する。

西原町立西原東中学校創立記念事業基金に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、西原町立西原東中学校創立周年事業等の活動費に充てることを目的とする。

(活動費)

第2条 この創立周年記念事業に要する活動費は特別徴収（PTA 会員一人当たり月50円）及びその他を持って充てる。
なお、徴収はPTA会費と同時にする。
ただし、創立周年記念事業まで特別会計で執行する。

附則 この規定は平成20年5月2日より施行する。

附則 この規定は平成26年4月27日より施行する。

西原東中学校PTA慶弔規程

第1条 この規程は本会会員（生徒，保護者，教職員）の慶弔について規程する。

第2条 慶弔は次により行う。

- 1 生徒の死亡 香典 5,000 円と弔電
- 2 会員の死亡 香典 5,000 円

第3条 会員の家屋等に災害を生じた場合は状況により会長，副会長、顧問(学校長)において審議して5,000円を上限として見舞金を贈る。

第4条 この規程に定めのない事項または特別の事情が生じた場合は，会長，副会長，顧問(学校長)において審議して定める。

第5条 この規程による経費はPTA会計の渉外費より支出する。

付記

この規程は、平成25年4月21日より施行する。

西原町立西原東中学校PTA旅費支給規程

(目的)

第1条 この規定は、本会の役員及び会員が、公務のために出張する場合の旅費に必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 前条の者が次の用務のため出張したときは旅費を支給する。

(イ) 本会を代表として出張する場合

(ロ) 本会の要請によって出張する場合

(旅費の種類)

第3条 旅費は、車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料の5種類とし、別紙のとおりとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、西原町を起点として、経済的な経費及び方法により計算する。

(イ) 日当は、日数に応じて計算し、宿泊料は、宿泊回数に応じて計算する。

(ロ) 車賃、船賃、航空賃は、実費とする。

(旅費の支払)

第5条 旅費は、次の方法により支払をする。

(イ) 県内（沖縄県内をいう、ただし、離島、先島を除く）旅費は、出張前に支給する。

(ロ) 県外（沖縄県外をいう）離島、先島の旅費は、出張前に計算し支給する。

(出張命令)

第6条 役員及び会員の出張は、会長の出張命令によって行われなければならない。

(報告の義務)

第7条 役員及び会員が本会より旅費の支給を受け、県内外の研修又は視察等のため出張した場合は、帰任後理事会で報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 本規程は、理事会の議決で改廃することができる。

附則

本規程は昭和63年4月16日より施行する。

第3条規程する旅費の内容（別紙1）

名 称	県 内	県 外	先島・離島
日当（食卓料含む）	2,000	5,000	3,000
宿泊料	5,000	10,000	7,000
車賃	交通費実費	交通費実費	交通費実費
船賃	1等実費	1等実費	1等実費
航空賃	実費	実費	実費

西原東中学校おやじの会会則

家庭こそ社会の基礎的な単位である。父親の厳しさ、母親の温かさが子どもたちの健全育成の糧となるものと考えます。ところが、近年の急激な社会の発展に伴い、都市化、核家族化、共働き等、様々な要因が重なり合い、家庭を取り巻く状況は、大きな変化の渦中にあります。いつしか父親は仕事に追われ、子育ては母親任せと指摘されることも少なくありません。

中学生の子育てに父親のかかわりは大きな影響を与えます。家庭での父親の存在感、子どもの生活の把握、学校への関わり、青少年問題への関心など、今こそ心豊かなたくましい子どもの育成を目指して、積極的に学校教育に関わりましょう。

第一条 本会は西原東中学校おやじの会と称し、事務局を西原東中学校に置く。

第二条 本会は、子どもたちや教師との積極的な交流を通して、相互理解を深めるとともに、本校PTA活動を支援し、学校・家庭・地域における生徒の健やかな成長を援助することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校・家庭・地域における生徒指導上の諸問題解決のため、連携を強化し、進んでその環境浄化に協力する。
2. 学校の環境美化活動に積極的に協力する。
3. 学校行事や部活動等生徒の活動を支援する。
4. 会員の親睦交流を深め、家庭や地域における父親の教育力の向上に努める。

第四条 本会は、第二条の目的に賛同する父母・教師・地域の有志を持って組織する。

第五条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 （1名）
2. 副会長 （1名）
3. 顧 問 （数名）
4. 事務局 （数名）
5. 学年幹事（数名）

第六条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第七条 本会は、必要に応じて随時に開催し、会長が召集する。

第八条 本会は、年会費を千円とし、第一回会合のときに徴収するものとする。

又、必要に応じて、会費を随時徴収することができるものとする。

附則 本会則は、平成10年11月1日から実施する。

本会則の変更は平成15年2月19日から実施する。

西原東中学校おふくろの会 会則

家庭は、子ども達の健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。家庭こそが子どもたちの心の拠り所であり、健全育成の糧となるものと考えます。

ところが、近年、急激な社会の変化に伴い、都市化、核家族化、共働きの増加等、様々な要因が重なり合い、家庭を取り巻く環境は、年々厳しくなっている状況です

このような状況の中、心身ともに変化の著しい中学生の子育てには、父母の関わりが非常に重要です。また、学校教育に関心を持ち、理解し協力することが、子どもの健やかな成長につながります。そこで、家庭支援、学校支援の立場から、学校教育についての理解を深めるとともに、よりよい家庭教育のあり方について共に考え、学び、実践するための地域ネットワークを構築するために「西原東中学校おふくろの会」を創設し、下記の会則に則り、活動を進めていきたいと思ひます。

第一条 本会は西原東中学校おふくろの会と称し、事務局を西原東中学校に置く。

第二条 本会は、子ども達や教師との積極的な交流を通して、相互理解を深めるとともに、本校教育活動、本校PTA活動を支援し、学校・家庭・地域における生徒の健やかな成長を援助することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校・家庭・地域における生徒指導上の諸問題解決のため、連携を強化し、進んでその環境浄化に協力する。
2. 学校の環境美化活動に積極的に協力する。
3. 学校行事や部活動等生徒の活動を支援する。
4. 会員の親睦交流を深め、家庭や地域における母親の教育力の向上に努める。

第四条 本会は、第二条の目的に賛同する父母・教師・地域の有志を持って組織する。

第五条 本会に次の役員を置く。

1. 会長(1名)
2. 副会長(1名)
3. 顧問(数名)
4. 事務局(1名)

第六条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第七条 本会は、必要に応じて随時開催し、会長が招集する。

第八条 本会は、年会費を千円とし、第1回会合のときに徴収するものとする。

また、必要に応じて、会費を随時徴収することができるものとする。

附則 本会則は、平成26年4月27日から実施する。

資料

西原東中学校よみきかせボランティア

いちばん星みつけた 会則

絵本は、子どもの心理状態に一番関連し、影響を与える物だといわれています。幼児や児童に読み聞かせを行う事は情操教育に役立ち、集中して話を聞く訓練にもなり、すべての学問の基礎となる読解力をつける読書の習慣づけへの導入ともなっています。本校での中学生への読み聞かせ活動は、生徒にリラックス効果を与え、情緒が安定し、また生徒の読書冊数の増加も報告されています。読書は、人が人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠く事のできないものです。思春期の多感な時期に、愛情深い大人の肉声で読み聞かせ活動を行うことは、心の教育そのものに他なりません。私たちの活動が心豊かな人間の育成に繋がることを期待して止みません。

第1条 本会はいちばん星みつけたと称し事務局を西原東中学校に置く。

第2条 本会は、西原東中学校の生徒に対する本の読み聞かせボランティア活動と併せて、会員の資質向上と相互親睦、交流を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 生徒等に対する本の読み聞かせ活動
- (2) 会員の資質向上のための学習会および親睦のための活動
- (3) その他、本会の目的に沿う活動

第4条 本会は、PTA会員、及びOB、その他地域等からの読み聞かせボランティア活動に賛同する者をもって組織する。

第5条 本会はPTA会員より代表者2名を置く。

第6条 代表者の任期は1年とし再任を妨げない。

第7条 代表者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 代表者は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 代表者は、西原町立小、中学校の児童生徒に対する本の読み聞かせボランティア団体、読みあいネットワーク喜楽星7の運営委員となり、同ネットワークでの活動と、本会との連携を行う。

その他 この会則に定めない事項については、本会会員で協議決定する。

附則 この会則は、2007年4月1日から施行する。